

亀田地区における統合施設整備基本計画

平成28年3月

函館市・函館市教育委員会

目 次

1 はじめに	1
(1) 亀田地区における統合施設整備の背景	
(2) 各種計画等における位置付け	
(3) 統合対象施設	
2 既存施設の現況	5
(1) 亀田福祉センター	
(2) 亀田青少年会館	
(3) 亀田公民館	
(4) 美原老人福祉センター	
(5) 美原児童館	
(6) 統合対象施設の概要	
3 施設のコンセプト	12
(1) 基本方針	
(2) 継承する機能および施設規模	
4 配置計画	14
(1) 計画地	
(2) 建物等配置計画	
5 施設計画	16
(1) 統合施設の規模	
(2) フロアコンセプト	
6 運営計画	20
(1) 基本的な考え方	
(2) 管理運営方針	
(3) 各施設の開設時間	
7 想定事業費	21
(1) 施設の想定整備費	
(2) ランニングコストの見通し	
8 スケジュール	22
参考資料	23

1 はじめに

(1) 亀田地区における統合施設整備の背景

本市の北東部から北部に位置する亀田地区は、昭和48年に合併した旧亀田市の地域で、住民基本台帳による地域の人口は、昭和49年には全市の23.4%にあたる70,946人でしたが、全市の人口が昭和59年をピークに減少するなかで、亀田地区は平成14年の123,345人まで増加を続け、その後減少傾向にはあるものの、平成27年9月末には117,984人と全市の43.8%を占めるに至っています。

この間、人口増加に合わせ、小・中学校をはじめ、公営住宅や公園、道路、下水道のほか、公立はこだて未来大学などの整備を進めてきたところではありますが、合併以前に建設された公民館や福祉センターなどの社会教育施設や福祉施設については、一定程度の改修や補修は行ってきてはいるものの老朽化が進んでおり、大規模な改修あるいは施設更新など抜本的な対策を講じなければならない時期になっています。

こうしたなか、平成16年に合併した東部地区では、旧4町村ごとにコミュニティの拠点となる施設の整備が進み、また、行財政改革の推進および将来的にさらに進む人口減少を見据えた公共施設のあり方を検討するなかで、亀田地区における老朽・狭隘化した公共施設を統合し複合施設を整備することについて検討を行ってきたところであり、昨年2月には「亀田地区における統合施設の整備に向けた基本的な考え方」をまとめたところがあります。

(2) 各種計画等における位置付け

公共施設の配置については、「合併建設計画」において、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮したなかで、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次検討・整備することとし、平成20年4月に策定した「函館市行財政改革新5か年計画」のもと、全ての公共施設等について、計画的な維持改修による長寿命化や施設の再編・統合による有効活用など、「公の施設等の見直し」の検討を行ってきました。

そのようななか、亀田地区における施設統合については、平成24年12月に策定した「函館市行財政改革プラン2012」において、「亀田福祉センター、亀田公民館、亀田青少年会館はいずれも築40年を経過し、施設の老朽化が進み、維持補修費が増加傾向にあるので、施設の効率的な運営を図るため、他の公共施設との統合を検討する」こととしています。

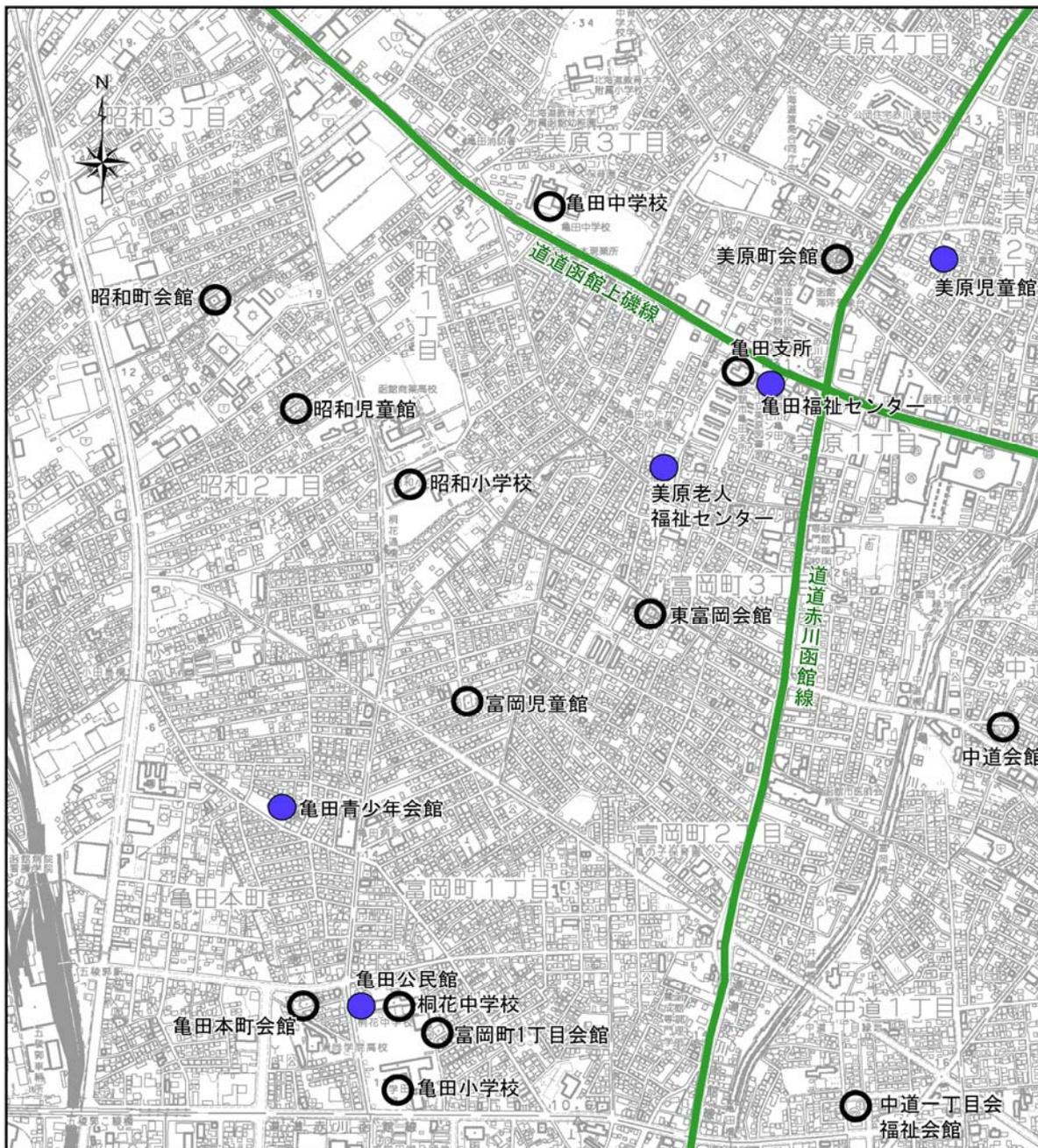
また、平成25年6月に策定した「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」では、「本市においては、今後も人口減少や厳しい財政状況が続くことを踏まえ、必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模を見直し、維持管理経費や将来における老朽化に対応した大規模な改修や建替のための更新費用等の削減に取り組んでいく」こととし、平成26年2月には、「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」に基づく「各施設の今後の方向性」をとりまとめたところです。

(3) 統合対象施設

亀田地区における公共施設は次のとおりとなっており、このうち、老朽・狭隘化した施設について、各施設の利用形態等にも配慮し、亀田福祉センター、亀田青少年会館、亀田公民館、美原老人福祉センターおよび美原児童館の5館を統廃合することとします。

施設名	建築年度	耐用年数	使用年数	「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」に基づく「各施設の今後の方向性」
亀田福祉センター	S46	50	44	各施設とも老朽化が進んでいるため、施設の統廃合や複合化を検討
亀田青少年会館	S47	50	43	
亀田公民館	S38	24	52	
美原老人福祉センター	S55	38	35	近隣の老朽化した施設との複合化を検討
赤川児童館	H15	38	13	施設の老朽化、少子化の進行を勘案し、必要な補修を行いながら、他の公共施設への移転や統廃合を検討 また、指定管理者制度のモデル導入を行うなど、より効率的な管理運営に努める
亀田港児童館	H18	38	10	
富岡児童館	S42	24	48	
美原児童館	S50	24	40	
鍛冶児童館	S56	38	34	
昭和児童館	H2	38	26	
桔梗児童館	H16	38	12	
山の手児童館	H10	38	18	
神山児童館	H23	38	5	
港図書室	H7	50	21	
美原図書室	S46	50	44	
桔梗配本所	H16	38	12	

◆ 統合対象施設の周辺地図



2 既存施設の現況

(1) 亀田福祉センター

亀田老人大学や地域のサークル活動の拠点として、ダンス、ヨガ、日本舞踊、書道、茶道、講演会、企業による展示や相談会など幅広く利用されています。

- ① 開館時間 9:00～22:00
- ② 休館日 月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 延床面積 2,323.49㎡
- ④ 主な施設 講堂（576㎡）、中規模会議室等（約150㎡3室）、和室（約45㎡2室）、小規模研修室等（約30㎡3室）、美原図書室（130㎡）、調理室（48㎡）

⑤ 利用料金 (単位：円)

区分	午前	午後	夜間	全日
講堂	4,560	6,240	7,440	14,880
中規模会議室	1,560	1,920	2,400	4,800
和室	480	600	720	1,440
小規模会議室	360	480	600	1,200

- ⑥ 年間利用者数 158,543人（H26）※うち美原図書室利用者 24,230人



(2) 亀田青少年会館

青少年団体を中心に研修室では各種教室や講座などの文化活動が行われており、体育室はバスケットボールや卓球などに利用されています。

- ① 開館時間 9:00～21:00
- ② 休館日 月曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
- ③ 延床面積 514.05㎡
- ④ 主な施設 体育室（291㎡）、研修室（62㎡）
- ⑤ 利用料金 無料（青少年の利用）

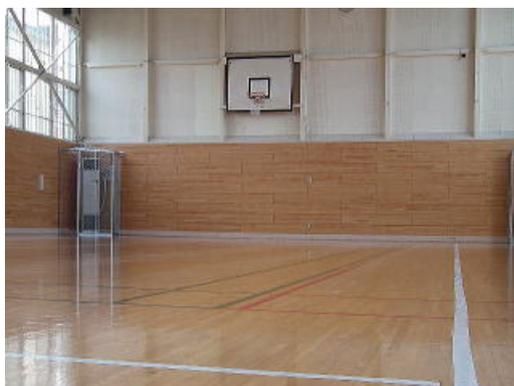
※貸館料金（5月1日～10月31日） (単位：円)

区分	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
体育室	720	960	1,200	2,400
研修室	360	480	600	1,200

(11月1日～4月30日) (単位：円)

区分	9:00～18:00	18:00～21:00	17:00～21:00	9:00～21:00
体育室	960	1,200	1,440	3,120
研修室	480	600	720	1,560

- ⑥ 年間利用者数 34,303人（H26） うち貸館利用者 18,639人



(3) 亀田公民館

講堂や3つの集会室を備え、幅広い年齢の方へ向けた各種講座を開講するなど、生涯学習の場として活用されています。

- ① 開館時間 9:00～21:00
- ② 休館日 月曜日, 国民の休日, 年末年始(12月29日～1月3日)
- ③ 延床面積 489.24㎡
- ④ 主な施設 講堂(158㎡), 集会室(33㎡～52㎡3室), 調理室(40㎡), 応接室(10㎡)

⑤ 利用料金 (単位:円)

区分	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00
講堂	240	420	480
第一集会室	180	300	360
第二集会室	360	600	660
第三集会室	360	600	660

⑥ 年間利用者数 24,421人(H26)



(4) 美原老人福祉センター

市内に住所を有する満60歳以上の方が利用できる施設で、健康・保健相談のほか教養を高めるための趣味・娯楽の教室や各種講座を開催しています。

- ① 開館時間 9:30～16:30
- ② 休館日 火曜日、国民の休日（敬老の日を除く）、敬老の日の翌々日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 延床面積 824.58㎡
- ④ 主な施設 集会室（218㎡）、機能回復訓練室（43㎡）、研修室（63㎡）、教養娯楽室（約20～40㎡3室）、浴室・脱衣室（97㎡）、陶芸窯棟（5㎡）
- ⑤ 利用料金 無料
- ⑥ 年間利用者数 60,616人（H26）



(5) 美原児童館

主に周辺の小中学生が遊びや運動、読書などに利用するほか、子育て支援や世代間交流などが行われています。また、児童の利用がない夜間は一般市民に貸館を行っています。

- ① 開館時間 9:00～18:00（10月～3月は17:00）
貸館の場合は21:00まで
- ② 休館日 日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 延床面積 231.66㎡
- ④ 主な施設 集会室・図書室（66㎡）、遊戯室（89㎡）
- ⑤ 利用料金 無料（児童の利用）

※貸館料金（暖房費別途） (単位：円)

区分	9:00～18:00	18:00～21:00	9:00～21:00
遊戯室	200	200	350
図書室	200	200	350
集会室	200	200	350

- ⑥ 年間利用者数 10,021人（H26）うち貸館利用者2,706人



(6) 統合対象施設の概要

区 分	(1) 亀田福祉センター	(2) 亀田青少年会館	(3) 亀田公民館
開館時間	9時～22時	9時～21時	9時～21時
休館日	月曜日 12/29～1/3	月曜日 12/31～1/3	月曜日 国民の休日 12/29～31, 1/2～3
年間利用者数(H26)	134,313人	34,303人	24,421人
敷地面積	3,017.94 m ²	3,372.12 m ²	760.00 m ²
構造	RC3階建	本館 RC平屋建 体育館 S平屋建	木造モルタル2階建
延床面積	2,323.49 m ²	514.05 m ²	489.24 m ²
講堂	576 m ²	—	158 m ²
体育室	—	291 m ²	—
会議室等	150 m ² ×3	—	—
研修室・集会室等	30 m ² ×4	62 m ²	33～52 m ² ×3
和室	45 m ² ×2	—	—
調理室	48 m ²	—	40 m ²
機能回復訓練室	—	—	—
教養娯楽室	—	—	—
図書室	130 m ²	—	—
遊戯室	—	—	—
浴室・脱衣室	—	—	—
陶芸窯棟	—	—	—
駐車場	35台	30台	5台
駐輪場	40台	30台	10台
使用料	有料	青少年 無料 その他 有料	有料
管理方法	指定管理	指定管理	指定管理 (H26まで直営)
運営経費(H26) A	35,113千円	15,701千円	14,310千円
修繕費等(H26) B	797千円	0千円	26千円
料金収入等(H26) C	10,085千円	564千円	638千円
A+B-C	25,825千円	15,137千円	13,698千円

※亀田福祉センター運営経費等に美原図書室分は含まない。

(4)美原老人福祉センター	(5)美原児童館	合 計
9時30分～ 16時30分	9時～18時 10月～3月は17時 貸館は21時まで	/
火曜日, 国民の休日(敬老の 日を除く), 敬老の日の翌々 日, 12/29～31, 1/2～3	日曜日 国民の休日 12/29～31, 1/2～3	
60,616人	10,021人	
2,463.90 m ²	661.82 m ²	
S 平屋建	W 平屋建	
824.58 m ²	231.66 m ²	
—	—	/
—	—	
—	—	
218 m ² , 63 m ²	66 m ² (兼図書室)	
—	—	
—	—	
43 m ²	—	
20～40 m ² ×3	—	
—	—	
—	89 m ²	
97 m ²	—	
5 m ²	—	
9台	—	
40台	15台	
無料 利用者は60歳以上	児童 無料 貸館 有料	
指定管理	指定管理 (H26 まで直営)	
30,006 千円	8,674 千円	103,804 千円
0 千円	174 千円	997 千円
173 千円	40 千円	11,500 千円
29,833 千円	8,808 千円	93,301 千円

3 施設のコンセプト

(1) 基本方針

 Multi ×  Saving

亀田地区に新たなコミュニティスペースが誕生！

Multi



多世代が交流し、**多**目的に利用される、
多機能かつ利便性の高い複合コミュニティ施設

亀田福祉センター、亀田青少年会館、亀田公民館、美原老人福祉センター、美原児童館の5施設を統合し、子どもから高齢者まで幅広い世代がふれあう場として、文化・芸術やスポーツなど市民の様々な活動の場として、亀田地区における新たな複合拠点施設としての整備をめざします。

交通至便な市街地に位置し、**省**スペースで
省コスト、**省**エネルギーなエコロジー施設



人口減少が今後一層進み、市の財政状況が厳しさを増すことが想定されることから、施設の運営管理の合理化および建物更新による機能の向上を図るとともに、地球環境に配慮したエネルギー効率の高い施設整備を進めます。

Saving

(2) 継承する機能および施設規模

地域住民にとって利便性の高い施設とするため、既存施設・設備から以下の機能を引き継ぎます。

機 能	想定面積	想定される内容
催事・集会・学習機能	1,200 m ² (1,500 m ²)	講堂, 会議・研修室 (夜間は高齢者交流機能, 児童厚生機能の一部を貸館として開放)
スポーツ機能	500 m ²	体育室, 器具庫, シャワー室・更衣室
高齢者交流機能	300 m ²	教養娯楽室, 集会室
児童厚生機能	200 m ²	児童集会室, 遊戯室
合 計	2,200 m ²	

4 配置計画

(1) 計画地

- ① 所在地 函館市美原1丁目205番地271, 275
(亀田福祉センターおよび旧水道局亀田営業所敷地)
- ② 面積 4,118㎡ (道路用地373㎡含む)
- ③ 用途地域等 商業地域 建ぺい率80% 容積率400%
準防火地域

計画地の亀田福祉センター等の敷地については、北側が道道函館上磯線（産業道路）、南側が市道美原1-6号線に面しており、東側には民間の商業ビルおよび駐車場、西側には亀田支所庁舎があります。

計画地に隣接する亀田支所前面の駐車場については、平成27年11月に策定した函館市地域公共交通網形成計画において、五稜郭や亀田支所前、湯倉神社前など同一名で複数存在するバス停の集約化を図り、乗り継ぎ利便性が向上するよう交通拠点としての整備を進めることとしており、敷地の調整が必要となります。

また、亀田福祉センターと旧水道局亀田営業所敷地を統合施設の建設地として一体活用するため、その間を通る自転車歩行者専用道路の市道美原1-12号線については廃止することとしますが、付近住民の通行に配慮した施設配置とします。

(2) 建物等配置計画

計画地については、産業道路に面した北側と市道美原1-6号線に面した南側に約1.7mの高低差があり、北から南に下る傾斜地となっていることから、これに配慮して駐車場を配置するなど、効率的な土地利用を図ります。

- ・ 出入口は産業道路側と亀田支所側に配置
- ・ 駐車場の出入口については、関係機関と協議のうえ、交通渋滞の予防や安全面を考慮して配置

現況



将来イメージ



5 施設計画

(1) 統合施設の規模

- ・ 建築面積は、建物配置上の条件や施設の機能配分を考慮して決定します。
- ・ 延べ床面積は、既存施設から引き継ぐ機能の面積約2,200㎡に加え、廊下やホール、エレベーターなどの共用部分および機械室・電気室等のスペースを約2,200㎡と想定し、約4,400㎡と見込みます。
- ・ 利用者用の駐車スペースを120台程度確保するほか、公用車の駐車場も一定程度確保します。

(2) フロアコンセプト

にぎわいと交流のエリア

- ・ 休憩や待ち合わせなど誰もが自由に利用できるスペースや、軽食や飲物等を提供できるスペースを設けるほか、展示スペース等を設置し、賑わい創出を図ります。
- ・ 来館者が利用できる図書コーナーを配置します。
- ・ 施設管理や施設案内、受付等を行う総合窓口を設置します。

子どもと高齢者のふれあいエリア

- ・ 児童厚生機能、高齢者交流機能を備えた施設を設置します。
- ・ 児童専用施設として児童集会室、児童遊戯室を設置します。
- ・ 赤ちゃん休養室や多目的トイレを設置し、子育て世代が利用しやすい施設とします。
- ・ 高齢者専用施設として、囲碁・将棋や手芸、書道、華道教室などが行える教養娯楽室や集会室を設置します。
- ・ ふれあいエリアの利用者の指導や相談等に対応するため、児童厚生員や保健師等を配置します。
- ・ 世代間交流が可能となるような共有スペースを可能な限り配置します。

① 児童集会室・児童遊戯室

図書室機能を備えた集会室、遊戯室を設置します。乳幼児から小中学生等の使用に対応できるよう、安全面に十分配慮した施設とします。

また、子育て中の親子にも利用がしやすいよう授乳、おむつ交換、休養スペースを設置します。

- 利用想定： 18歳未満の児童の利用
夜間一般開放→空手教室，書道，茶道，外国語教室，絵画教室等

② 教養娯楽室・集会室

高齢者の趣味や教養講座を様々な形で実施できるよう，床材やテーブルやイス等を各種備え，バラエティに富んだ利用ができるような教養娯楽室を設置します。

また，高齢者の憩いの場として，内装等にも配慮した集会室を設置します。

- 利用想定： 囲碁・将棋，手芸，書道，華道，茶道，詩吟，民謡，日本舞踊，着付け，カラオケ，休憩等

集いと学びエリア

- ・大規模な集会，講演会，展示会等に対応する講堂を設置します。また，可動式の間仕切りを設置することにより，用途に応じて分割しての利用が可能な施設とします。
- ・多目的に利用可能な会議・研修室を設置します。講堂と同様に可動式の間仕切りを設置し多様な用途に対応可能な施設とします。

① 講堂

300人以上の集会や講義等に対応できる広さの講堂を設置します。

可動式の間仕切りを設置し，様々な規模のイベントに対応するとともに，複数の団体での同時使用にも対応可能なスペースとします。

また，照明，空調，音響等はそれぞれ単独での利用ができるよう設置します。

- 利用想定： 高齢者対象大学，サークル活動，ダンス・舞踊発表会，講演会，フリーマーケット，展示会等

② 会議・研修室

会議・研修室を複数設置します。講堂と同様にそれぞれ可動式の間仕切りを設置し，出入口を複数設けることにより，様々な規模，複数の団体での利用が可能となるように設置します。

- 利用想定： 高齢者対象大学，サークル活動，会議，講演会，フリーマーケット，展示会等

スポーツ・健康エリア

① 体育室

様々なスポーツの実施が可能となるよう、体育室を整備するほか、更衣室やシャワー室、コインロッカー等を設置します。

○ 利用想定：卓球、バドミントン、空手、バレーボール等

その他

- ・ 急病人や怪我人等の移動のためのストレッチャーの運搬や車イスに対応したエレベーターを設置します。
- ・ 建物全体にユニバーサルデザインを採用し、バリアフリー化を図ります。
- ・ 利用者の利便性を向上させるため、入れ替えをスムーズに行えるよう十分なスペースを設けます。
- ・ 複数施設を利用したイベントが実施可能となるよう各施設の配置や動線を工夫します。
- ・ 災害時の避難所として活用できるよう設備を整えるとともに、非常用食料の備蓄スペースを確保します。
- ・ 光熱水費の節減を図るため照明設備や空調設備等には省エネルギータイプのものを採用するほか、太陽光発電システム等の導入を検討します。

亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会から、基本設計に関し下記の意見・要望があったことから、実施にあたっては可能な限り配慮します。

- 案内表示の工夫
- 利用者の備品等の保管場所の確保
- 展示スペースの設置
- 飲食可能なスペースの設置
- 自販機等を備えた休憩スペースの設置
- 障がい者等の利用に対応する多機能なトイレの整備
- 売店、カフェ等テナントの導入
- 赤ちゃん休養室の設備の充実
- 簡易調理機能の設置
- 講堂の収容人数を出来るだけ多くすること。
- 楽屋の設置などステージ機能の充実
- 各室の遮光性の確保
- 各室の分割利用に対応する防音対策
- 和室は最低限の設置とすること
- 近隣の交通事情に配慮した駐車場へのアクセス方法の検討
- バス等での団体来場者の乗降場所の検討
- 施設利用者およびバス利用者の待合場所の整備

6 運営計画

(1) 基本的な考え方

施設管理については指定管理者制度によるものとし、利用料金制度を導入します。各施設の利用料金については、市内の他の類似施設の利用料金との均衡を図りながら適正な料金を設定します。

(2) 管理運営方針

- ・ 利用者にとって利用しやすい施設とするほか、同時に貸館部分では高い稼働率を目指し、効率的に運用が可能となるよう工夫します。
- ・ 子どもと高齢者のふれあいエリアについては、原則無料としますが、本来目的以外の利用については有料とします。
- ・ 受益者負担の考え方により、適正な料金を設定します。
- ・ 指定管理者による独自事業についても積極的に展開し、収益増をめざします。

(3) 各施設の開設時間

- ・ 亀田福祉センターの開館時間である9：00から22：00を基本の開館時間として設定します。

亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会から、施設運営に関し、下記の意見・要望があったことから可能な限り配慮します。

- 施設、設備へのふさわしいネーミング
- 空き部屋の効果的な活用
- 企業PRコーナーの設置など収益の向上
- 平等な受付体制の確立
- 無料開放の部分や時間についての検討
- 保健相談窓口の設置
- 世代間交流をコーディネートする人員の配置
- 絵本の読み聞かせなどの事業の継続
- 適正な駐車場料金の設定
- コストの削減だけでなく利用者のニーズに応えられる指定管理者の選定
- テナント選定時の障がい者の社会参加への配慮

7 想定事業費

(1) 施設の想定整備費

概算事業費

区 分	金 額 (千円)
建築工事前各種調査 (地質調査, 測量等)	11,000
基本設計	31,000
実施設計	78,000
既存施設解体	97,000
統合施設建設 (駐車場合む)	2,456,000
初度調弁	60,000
計	2,733,000

財源見込

統合整備後の施設の性格や位置付け、統合による効果を考慮し、「合併建設計画」に基づく事業として合併特例債の活用を検討するなど、市費負担の軽減を図ります。

(2) ランニングコストの見通し

平成25年度における5つの統合対象施設の維持費の合計が約1億円であるほか、統合施設においては、建物の大型化、エレベーターの設置や館内冷暖房のために、光熱水費の増加が避けられないものと考えられますが、省エネ設備の導入や指定管理者制度による節減効果等によりランニングコストの軽減に努めます。

亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会から、備品購入などに関し、下記の意見・要望があったことから可能な限り配慮します。

- インターネット環境の整備
- 遊具の充実, 子どもが遊べる環境の整備
- 会議, 講演会等でOA機器を活用できる環境の整備
- 照明, 音響機器の充実
- 机や椅子等の備品の充実
- 体育室の備品充実
- 統廃合される公共施設の備品等の活用
- 企業協賛や寄付などの積極的な募集

8 スケジュール

平成32年度供用開始をめざし、平成28年度に基本設計、平成29年度に実施設計を行い、平成30年度、平成31年度の2か年での建設を見込んでいます。

なお、統合施設の建設地に所在する現在の亀田福祉センターは、平成29年度で廃止し、平成30年度に解体します。

また、その他の施設については、統合施設供用開始の平成32年度に廃止の後、基本的に順次解体します。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
基本設計					
地質調査					
実施設計					
解体工事 亀田福祉センター 旧水道局亀田営業所					
建設工事					
初度調弁・搬入					
供用					
解体工事 廃止施設					

【 参考資料 】

○ 「亀田地区における統合施設整備基本計画」策定経過

- 平成27年2月 「亀田地区における統合施設の整備に向けた基本的な考え方」公表
- 平成27年6月 統合対象5施設において「亀田地区における統合施設の整備に向けた基本的な考え方」に関する利用者説明会開催
- 平成27年9月 「亀田地区における統合施設整備基本計画（素案）」策定
- 〃 「亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会」設置
- 〃 「亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会」第1回会議開催
- 平成27年10月 「亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会」第2回会議開催
- 〃 統合対象5施設において「亀田地区における統合施設整備基本計画（素案）」に関する利用者説明会開催
- 平成27年11月 「亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会」第3回会議開催
- 平成28年1月 「亀田地区における統合施設整備基本計画（案）」策定
- 平成28年1月 パブリックコメント実施
- 平成28年3月 基本計画決定

○ 懇話会設置要綱

亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 亀田地区における統合施設整備基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聞くため、亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、亀田地区における統合施設の整備について検討し、その結果を函館市長（以下「市長」という。）に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって構成するものとし、各種関係団体から推薦された者のほか、公募により選出された者から市長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が指名した日から懇話会の検討協議が終了し、市長に提言した日までとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、懇話会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、委員を招集し会議を開くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部計画推進室計画調整課において処理する。

(謝礼)

第8条 委員が懇話会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

○ 懇話会委員名簿

亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会委員名簿

所 属	役 職	氏 名
函館市町会連合会北部地区協議会	会長	若 松 均
函館市亀田商工会	会長	村 山 吉 治
函館市美原商店街振興組合	理事長	手 塚 美 子
函館市体育協会	副会長	本 間 俊 三
函館市地域活動連絡協議会	会長	梅 田 史 恵
函館市老人クラブ連合会	副会長	吉 岡 昭 子
函館市青年サークル協議会	理事長	丸 藤 競
函館市文化団体協議会	副会長	佐々木 満 代
公募委員	—	金 盛 笙 子
公募委員	—	阪 口 あき子

(敬称略)

